

# 8

## 被災市民への主な対応

### 1 安否確認

平成 12 年 10 月 6 日地震発生直後、以下のとおり安否確認を行った。

対 象	内 容
高齢者、障害者等	電話確認 237 件
	訪問確認 9 件
	民生委員による確認 28 件
社会福祉施設	市内 6 施設に電話確認
在宅障害者	視覚障害者福祉協会等に電話確認

### 2 災害弱者への対応

生活全般に困難を抱えている災害弱者を把握した。

10 月 10 日 「高齢者等の困り事」自治会長に取りまとめを依頼

・屋根の防水シート張り

日 時	内 容
H12.10.13	23 世帯（自衛隊 90 人）、6 世帯（消防局）
10.15	10 世帯（消防局）

・片付けなど

米子市災害ボランティアセンターに市職員 2 人を配置して情報提供等をし、協力を得た。

### 3 危険箇所周辺住民に対する避難勧告等

地 区	月 日	世帯等	内 容
吉 谷 団 地	H12.10.8~9	18 世帯 41 人	石垣崩落の危険のため自主避難を呼びかける
宗像椎木谷団地	10.12	3 世帯 8 人	石垣崩落の危険のため避難勧告
	11.16	2 世帯	勧告解除
	12.22	1 世帯	勧告解除
青 木	10.14	2 世帯 8 人	石垣崩落の危険のため避難勧告
	11. 3	〃	勧告解除

## 4 防水シート等の配布状況

日 時	品名及び数量	状 況
H12.10. 7 21:00	防水シート2,000枚	鳥取県から到着。
10. 8	"	被害を受けた住宅の屋根の応急対策として、職員100人(50組)で各校区ごとに無料配布。
10.11	" 600枚	米子市で購入し、市民コーナーで無料配布。
10.12	" 800枚	"
	土のう袋 10,000枚	"
10.31		市民コーナーでの無料配布終了。
合 計	防水シート 3,400枚、土のう袋 10,000枚	

## 5 市営住宅への受入れ状況

1年間家賃無料、その後は市営住宅の入居資格に照らして判断した。

(9月末現在)

区分	住宅名	入居世帯数 (ピーク時3月31日)
一般世帯向	加 茂	0 (8)
	西 福 原	2 (2)
	五 千 石	5 (5)
	河 崎	5 (5)
	青 木	5 (7)
	上 福 原	1 (1)
	富 益	2 (3)
	安倍彦名	2 (5)
	万 能 町	0 (1)
	富士見町	0 (1)
	錦 海 町	1 (2)
単身向	五 千 石	1 (2)
合 計		24 (42)

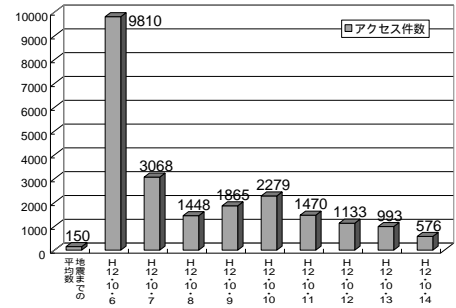
## 6 被災による不燃ごみの特別収集

持ち出しの場合...H12.10.12 ~ 15

自己搬入の場合...H12.10. 9 ~ 15 下水道部内浜処理場敷地内に集積所開設

収 集 対 象...瓦、ブロック、ガラス、トタン、花瓶、食器等

## 7 緊急情報の提供

内 容	情報提供の手段
被災による不燃ごみの特別収集について H12.10. 8 家屋修理、シート販売に関する悪質商法について 10. 9 災害救助法による住宅の応急修理について 10. 9 * 81ページ～83ページで掲載	自治会を通じてチラシ配布 (41,300部)
鳥取県西部地震で被災された方へのお知らせ 10.13 各種支援制度について(No.1) 10.25 各種支援制度について(No.2) 11.16 * 84ページ～89ページで掲載	新聞折込で配布(68,500部) 各公民館で配布(2,000部) 点字、録音版による配布(80部) 窓口配布
市長から市民への呼びかけ 火の取扱いの注意について 余震への注意について 小中学校の休校について 家屋修理、シート張りなどに関する悪質商法について 相談窓口の土日受け付けについて 新聞折込でのチラシ配布について 倒れた電柱の注意について 水道復旧状況について 余震、大雨、土砂崩れの注意について ボランティアについて	防災行政無線による広報
被害状況について 避難状況について 各種支援制度について 災害に備えて 現金、貯金の払い出しについて... * 90ページで掲載	ホームページによる広報 アクセス件数 (参考) ホームページアクセス件数推移 
* 91ページ～100ページで掲載	「広報よなご」による広報(11～9月号)
住宅復興補助申請の期限について	テレビスポット(H13. 9月)

## 8 災害救助法の適用

災害救助法の適用に伴う一定条件による住宅の応急修理等の事務の委任を受けた。(H12.10. 6 22:35)

## 9 被災者再建支援法の適用

全壊10棟以上の要件を満たしたため、10月6日にさかのぼり適用された。(H12.10.11 告示)

### 10 鳥取県消防防災ヘリコプターの要請

米子城址の応急措置のため、土のう 200 個を運搬した。(H12.10.16)

### 11 市税等の減免

固定資産税、市民税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、水道料金、下水道使用料、汚水処理場使用料、農業集落排水施設使用料、し尿くみ取り手数料、市営住宅家賃などの減免を実施した。

\*減免申請期限 平成 12 年 12 月 25 日

\*減免申請期限を平成 13 年 1 月 31 日までとした。

(10 月にさかのぼり適用)

### 12 各種証明手数料の免除

り災証明書の提示により、住民票の写し、所得証明、評価証明などの証明手数料を免除した。

### 13 被災建築物の応急危険度判定業務

民間建築士のボランティアを中心に、鳥取県、米子市が協力し、地震発生直後から、10 月 23 日まで実施した。

調査結果	件数
危険	60件
要注意	354件
安全	557件
調査件数合計	971件 (調査希望受付け 533件)

### 14 被災住宅の応急修理

地震により破損した住宅の天井や壁、雨漏りなどを、業者を派遣して応急修理した。

対象.....・平成 12 年市県民税所得割が非課税である世帯

・今後収入が見込めない世帯

受付期間...平成 12 年 10 月 10 日～平成 12 年 11 月 30 日

### 15 見舞金の支給

被害を受けた世帯に対し見舞金の支給を決定し、11 月 20 日から支給を開始した。

	米子市	鳥取県	計
住家の全壊	2 万円	2 万円	4 万円
住家の半壊	1 万円	2 万円	3 万円

## 16 倒壊家屋解体処理事業

地震で、全壊又は半壊した住宅等の解体撤去を市が行うこととし、申込みを倒壊家屋解体相談室で受付けた。(H12.11.7 ~ 12.25)

### 倒壊住宅解体支援事業

地震により、現に居住する住宅が全壊あるいは半壊した場合で、早期に解体を希望する方に対する支援事業を行うこととし、申込みを倒壊家屋解体相談室で受付けた。(H13.3.1 ~ 3.30)

## 17 住宅復興補助制度の創設

対 象	対象経費(上限)	補助額(上限)
住宅の新築、購入又は床面積50%以上の建替え	300万円	300万円
住宅の補修又は床面積50%未満の建替え	150万円	100万円
液状化等のため住宅の基礎の復旧	150万円	116.6万円
石垣、擁壁の補修	150万円	100万円

\* 補助金は、それぞれ県、市で負担

### (ア) 補助金の交付対象者

地震の被災世帯の方で、

- 自ら居住する住宅等の新築、購入、建替え及び補修を行う方
- 液状化等のため住宅の基礎の復旧を行う方
- 危険な石垣、擁壁の補修を行う方

### (イ) 補助金の対象となる工事

住宅の新築、購入又は床面積の50%以上の建替え(全壊又は半壊により、住宅を新築、購入又は改築する場合)

住宅の補修又は床面積の50%未満の建替え

対象となるもの：屋根、外壁、基礎、柱、梁、筋違、土台、地中の給排水・電気・ガス工事、液状化現象等による敷地の整地工事等(ただし、外壁、基礎等の軽易な修繕は除く)

対象とならないもの：内壁、天井、建具等及び軽易な修繕

液状化等のため住宅の基礎の復旧工事

石垣、擁壁の補修

### (ウ) 補助金の申請期限(カッコ内は工事完了期限)

住宅の新築又は床面積の50%以上の建替え...平成14年10月5日(平成15年10月31日)

住宅の補修又は床面積の50%未満の建替え...平成13年10月5日(平成14年10月31日)

液状化等のため住宅の基礎の復旧工事

- ・ と併用の場合...平成14年10月5日(平成15年10月31日)

- ・ と併用の場合...平成13年10月5日(平成14年10月31日)

石垣、擁壁の補修...平成13年10月5日(平成14年10月31日)

**18 家賃負担軽減補助金**

地震により、現に居住する住宅が全壊又は半壊した方が、地震以降に米子市内の民間賃貸住宅を借り受けた場合、次のとおり補助金を交付した。

補助金額...家賃支払額の2分の1(月額3万円まで)

補助期間...平成12年10月6日~平成13年9月30日

**19 私立中学校生徒授業料等減免補助金**

地震により、現に居住する住宅が全壊又は半壊した世帯で、市内の私立中学校に在籍する生徒について授業料等の減免を行う学校法人に対して、補助金を交付した。

補助金額...世帯の合計所得に応じて全額から8分の1

補助期間...平成12年10月分~平成14年3月分の授業料等

**20 私立幼稚園保育料等減免補助金**

地震により、市内の現に居住する住宅が全壊又は半壊した世帯で、市内の私立幼稚園に在籍する園児の保育料等負担者の保育料等の減免を行う学校法人に対して、補助金を交付した。

補助期間...平成12年10月分~平成13年3月分の保育料等

**21 復興住宅資金利子補給金**

住宅金融公庫等の災害復興住宅融資を受けた方に対し、当初6年間、2.1%以内の利子補給を県が実施するのに併せ、以後の4年間の2.1%以内の利子補給を実施する。

**22 大沢川被災家屋等復興特別対策事業**

大沢川暗きょ埋設時に掘削した範囲において、以下のとおり大沢川被災家屋等復興特別対策事業を実施した。

地盤改良...大沢川暗きょ埋設時に掘削した範囲内を、県・市で地盤改良した。

補助金...上記の掘削範囲内に基礎の全部又は一部がかかる住宅及び事業所に被害を受けた方で、その住宅等を補修、あるいは再築される方に対し県・市の負担で補助金を交付した。

**23 被災高齢者等生活支援事業**

被災された一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭の母等で、自宅の清掃、小修繕等が困難な場合に、自宅での生活が可能となるよう支援した。

助成額 一世帯当たり10万円

ボランティアを活用して実施した場合、一世帯当たり5万円

## 24 災害援護資金貸付金

地震により、現に居住する住宅が全壊又は半壊した世帯に対し、生活の立て直しのための資金を貸付けた。

### ・貸付額

住宅が全壊の場合...250万円以下

住宅が半壊の場合...170万円以下

## 25 被災者生活再建支援事業

被災者生活再建支援法に基づき、居住する住宅が、全壊又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯（半壊で解体の必要がある場合）で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢が要件に該当する場合、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金から被災者生活再建支援金が支給された。

支給金額は、世帯の構成等条件によって異なるが、生活必需品等の購入のための経費として、最高100万円が支給された。

## 26 災害対策相談窓口の設置

H12.10.10 被災者への相談窓口を1階市民コーナーへ設置し、各種の相談を受付けた。

- ・災害救助法に基づく応急修理等の受付け
- ・商工・農林水産関係制度融資相談
- ・住宅金融公庫関係
- ・市営住宅への入居相談
- ・市建設業協議会の協力による工事に関する相談
- ・り災証明の受付業務（10月12日～）

その他 各課窓口

- ・被災者生活再建支援制度
- ・被災高齢者等生活支援事業
- ・災害援護資金貸付け
- ・母子・寡婦福祉基金貸付け
- ・住宅相談、家屋の応急危険度判定、家屋の新築及び改修等の相談
- ・損壊家屋の解体、撤去（10月17日 203会議室に相談室設置）
- ・瓦、ブロック等の不燃物の収集及び持込み ほか

10.23 災害復旧相談室の設置

各種相談業務を集中化するため、401会議室に災害復旧相談室を統合し、当分の間、土・日、祝日も開設することとした。

- ・被災者再建支援制度
- ・災害救助法に基づく応急修理等の受付け
- ・被災者生活再建支援制度
- ・被災高齢者等生活支援事業
- ・災害援護資金貸付け

- ・被災者見舞金
  - ・母子・寡婦福祉基金貸付け
  - ・商工・農林水産関係制度融資相談
  - ・住宅復興補助事業（家屋の建替え、補修及び石垣、擁壁の改修）
  - ・住宅金融公庫関係
  - ・市営住宅への入居相談
  - ・市建設業協議会の協力による工事に関する相談
  - ・損壊家屋の解体、撤去
  - ・税、料、使用料等の減免
  - ・り災証明の受付業務については、1階市民コーナーで続行
11. 1 災害復旧相談室の従事者を専任制（職員 17 人）とした。
11. 8 災害復旧相談室の配置変更。  
り災証明の再審査請求及び住宅復興補助事業の受付開始に伴い、相談室の配置を変更し、4階にり災証明再審査受付窓口を新設した。
- 11.27 相談室を4階に統合。
- H13. 1.5 住宅復興補助事業相談窓口から、石垣、擁壁補修について都市計画課へ移設し、減免申請期限を1月31日まで延長することとした。
- 1.15 液状化等による住宅復興補助事業相談開始。
2. 1 災害復旧相談室の配置変更。
- ・り災証明受付け 総務課へ
  - ・り災届出証明受付け 総務課へ
  - ・り災証明再審査請求受付け 総務課へ
  - ・各種減免受付け
  - 固定資産税 課税課へ
  - 上・下水道、農業集落排水、国保、介護保険、保育料などの総合受付け 総務課へ
  - ・住宅復興補助事業（住宅の建替え、補修、液状化）  
402 会議室から 401 会議室へ
  - ・家賃補助受付開始 401 会議室へ
3. 1 倒壊住宅解体支援事業の受付開始（3月30日まで）
- 3.28 大沢川被災家屋等復興特別対策事業受付開始
7. 2 災害復旧相談室を 203 会議室へ移動



### 27 局地激甚災害の指定について( H 13.3.14 政令交付 )

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく制度であり、極めて大きな災害が発生した場合に、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対して適用すべき措置を併せて指定するもの。

\* 米子市への適用 \*

局 激 局地的な災害によって大きな復旧費用が必要となった市町村の区域を単位に指定  
 農地等 地方公共団体等(農業者が組織する土地改良区を含む)が行う農地、農業用施設、林道等の復旧に対する特別の助成

	災害復旧査定額	国庫補助率	適用後補助率
農 地	320,867 千円	89.2%	97.9%
施 設	1,132,830 千円	99.3%	99.9%

### 28 自衛隊の支援

派遣要請

H12.10. 6 14:29 鳥取県知事から陸上自衛隊第八普通科連隊へ派遣要請  
 同 日 米子市被害対策本部へ第八普通科連隊から連絡要員派遣

支援活動

H12.10. 7 終日 市内全域の被害概要を把握するため、情報連絡班とともにパトロールを実施  
 10.13 終日 災害弱者の悩みごとアンケート(地震発生直後に自治会長へ取りまとめを依頼したもの)で依頼があった被災した高齢者等への防水シート張りを実施  
 ・自衛隊員 90人  
 ・実施世帯 23世帯



提供 陸上自衛隊米子駐屯地広報室

## 29 米子市消防団の活動状況

平成12年10月6日から7日までは各分団ごとの警戒パトロール等、8日から16日までは各避難所へ避難所要員として出動した。

(単位：人)

年月日 分団名	H12. 10.6	10.7	10.8	10.9	10.10	10.11	10.12	10.13	10.14	10.15	10.16	合計	避難所名
明道分団	10	2	3	7	6	6	4	4	5	5	3	55	明道公民館
啓成分団	4	3	4	9	6	7	2	4	3	2		44	啓成公民館
就将分団			4	2	2	2						10	就将公民館
義方分団	5		6	8	8	11	6	6	6	8	5	69	義方公民館
車尾分団	4	3	5	5	6	6	4	7	3	3	5	51	ふれあいの里
福生東分団	1	1	5	5	5	5	5	3	5	5	3	43	福生東公民館
福生西分団	1		2	4	2							9	福生西公民館
福米西分団		2							2			4	住吉公民館
加茂分団			4	5	4	4	4	4				25	加茂公民館
河崎分団		1	12	11	8	4						36	河崎公民館
住吉分団	5		4	10	6	8	7	3	3	3		49	住吉公民館
尚徳分団	15	5	6	10	9	11			11	11		78	日新公民館 尚徳小学校
五千石分団	10		11	14	4	3	2	2	3	3		52	五千石公民館
成実分団	8	9	4	8	6	6	10	10	6	6		73	成実公民館
巖分団	4	12							1	2		19	義方公民館
春日分団	6	20							2			28	五千石公民館
大高分団	6											6	
県分団	23						2	4				29	日新公民館 尚徳小学校
彦名分団	6											6	
崎津分団	12		11	11	5	4						43	崎津公民館
大篠津分団	20		10	12	12	12	13					79	大篠津公民館
和田分団	13	6	6	16	8	9	9		6	6		67	和田公民館
富益分団	17	7										24	
夜見分団				4								4	夜見公民館
合計	170	71	97	141	97	98	68	47	50	48	16	903	

## 30 ボランティアセンターとの連携

- H12.10.7 米子市ボランティア協議会が中心となり、米子市災害ボランティアセンターを「ふれあいの里」に立ち上げた
- 10.11 職員を派遣し、物品の供給等を実施
- 10.15 米子市災害ボランティアセンター閉鎖
- 10.16 ~ 米子市社会福祉協議会の業務の中で、ボランティアセンターの業務を継続

## ボランティア活動者数

県内居住者	498人
県外居住者	85人
合計	583人



提供 米子市赤十字奉仕団

## 31 その他

- 小中学校臨時休校（平成12年10月7日）
- 皆生温泉開湯100年祭イベント開催中止（平成12年10月8日～9日）
- 水鳥公園...当分の間休館
- 美術館、山陰歴史館、図書館...12日（木）から再開
- 米子空港...平成12年10月11日（水）運航再開

## 米子市災害ボランティアセンターの活動状況

日時 ニーズ内容	平成12年10月7日		10月8日		10月9日		10月10日		10月11日	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
聴覚障害者の安否確認	1	17					1	3		
聴覚障害者への情報提供					1	5				
部屋の片付け・掃除			1	5			4	29	3	8
家屋の修理							1	1		
墓石倒壊の修復							1	1		
庭石倒壊の修復							1	3		
液状化による泥の除去							1	2	1	10
壁・ブロック塀の撤去									2	5
瓦礫の除去・運搬									3	19
瓦の撤去									1	8
保健婦同行										
ニーズ調査活動										
電化製品の修理										
話し相手										
引越の手伝い										
避難者の送迎										
炊出し	1	15								
視覚障害者安否確認	1	10								
合計	3	42	1	5	1	5	9	39	10	50

錦海団地分譲延期... 平成12年11月1日分譲受付開始を、宅地への影響などの調査のため延期した

鳥取県西部地震に関するパネル展...平成12年11月20日(月)～30日(木)  
市役所1階市民ホール、福山大学工学部建築学科(中国地方基礎地盤研究会代表)の芳賀保夫教授の提供による。パネルは全部で10枚。

「米子震災フォーラム」～鳥取県西部地震の教訓を活かして～を開催

日時：平成13年2月6日(火)～7日(水)

場所：米子コンベンションセンターほか

内容：鳥取県西部地震の対応を検証し、課題、問題点について議論した。

#### 分科会

初動体制のあり方

被災者の生活支援 - 住宅再建支援 -

ライフラインの確保 - 水道の応急対応 -

災害時におけるメンタルケア - 保健活動の役割と課題

災害時におけるボランティア活動 - その役割と課題 -

米子市防災フェスティバルの開催

日時：平成13年9月22日(土)

場所：米子市公会堂

目的：「平成12年鳥取県西部地震」を風化させないため、フェスティバルを通じて、広く市民に対して防災の重要性を啓発するとともに防災意識の向上を図り、「災害に強いひとづくり、まちづくり」を目指す。

10月12日		10月13日		10月14日		10月15日		10月16日		合 計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
										2	20
										1	5
2	7	4	14	2	4	1	32	2	5	19	104
		2	3	4	11			1	3	8	18
		2	5	2	10					5	16
2	8									3	11
1	4			1	10					4	26
1	4			2	12					5	21
3	12	2	5			1	8			9	44
						1	2			2	10
		1	9							1	9
		47	85							47	85
		1	1	1	1					2	2
				2	4					2	4
				1	12					1	12
						1	2			1	2
										1	15
										1	10
9	35	59	122	15	64	4	44	3	8	114	414

内容： 防災講演会 鳥取大学工学部教授 西田良平氏

「平成12年鳥取県西部地震から1年 - 今後の地震活動の動向 - 」

防災コンサート

- ・米子松蔭高等学校吹奏楽部
- ・米子西高等学校吹奏楽部

体験学習

- ・起震車による地震体験
- ・防火啓発車（消すゾウくん）による初期消火訓練
- ・救急啓発車による心肺蘇生法の体験

「鳥取県西部地震」を考える鳥取県民大会～西部地震を乗り越えて～を開催

日時：平成13年10月6日（土）

場所：米子コンベンションセンター

内容：鳥取県西部地震で得た教訓をもとに、さらなる復興を推し進めるため県民とともに考えた。

パネルディスカッション

「西部地震を乗り越えて」 - 明るく元気な地域の再生 -

小中学生による復興への取組み発表

復興モニュメント制作発表

復興宣言

復興モニュメント除幕式

「鳥取県西部地震」復興パネル展